様式第二十の次に次の二様式を加える。

様式第二十の二（第五十六条の六第三項関係）

業務規程変更届出書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査業務規程を変更したいので、水道法第34条の４において準用する第20条の８第１項後段の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更をしようとする年月日		
変更の理由		

備考　用紙の大きさは、A列４番とすること。

様式第二十の三（第五十六条の七関係）

業務 休止／廃止 届出書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録簡易専用水道検査機関としての簡易専用水道の管理の検査の業務を休止／廃止したいので、水道法第34条の４において準用する第20条の９の規定により次のとおり届け出ます。

1　休止／廃止する検査業務の範囲

2　休止／廃止の理由及び予定期日

3　休止の予定期間（休止の場合）

備考　用紙の大きさは、A列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。